

築上町新庁舎建設事業  
事業者（設計者・施工者）選定プロポーザル  
審査要領

平成 30 年 12 月

築 上 町

## 目次

1	審査要領の位置づけ .....	1
2	審査委員会 .....	1
3	最優秀者選定の考え方 .....	1
4	最優秀者選定までの審査手順 .....	1
5	一次審査 .....	2
	(1) 参加資格の確認	
	(2) 実績・体制の評価	
6	二次審査 .....	2
	(1) 基礎審査	
	(2) 提案審査	
	(3) 最優秀者及び次点者の選定	
7	優先交渉権者の決定 .....	3

## 1 審査要領の位置づけ

「築上町新庁舎建設事業事業者（設計者・施工者）選定プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、築上町（以下「町」という。）が、「築上町新庁舎建設事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、優先交渉権者を決定するための方法及び評価基準等を示すものである。

## 2 審査委員会

最優秀者及び次点者の選定は、審査要領に基づき、学識経験を有する者で構成する「築上町新庁舎建設事業プロポーザル方式審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。審査委員会は5名の委員で構成する。審査の公正を期すため、審査委員名は審査結果の公表時に合わせて公表するものとする。

## 3 最優秀者選定の考え方

本事業は、設計、施工等の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要である。そのため、最優秀者の選定にあたっては、審査委員会において事業者の実績及び体制、設計能力及び施工能力、技術提案内容並びに提案価格等を総合的に勘案し、評価することとする。

## 4 最優秀者選定までの審査手順

最優秀者選定までの手順として、二段階審査を採用する。

一次審査では、参加資格の確認及び実績・体制の評価を行い、技術提案書等を提出できる者を3者程度選定する。二次審査では、技術提案内容と提案価格について評価を行い、一次審査と二次審査の合計点（総合評価点）により、最優秀者を選定する。

一次審査及び二次審査の配点は次のとおりとする。

配点（一次審査及び二次審査）

評 価		配点
一次審査	実績・体制評価	100
二次審査	技術提案内容評価	500
	提案価格評価	100
合 計（総合評価点）		700

## 5 一次審査

### (1) 参加資格の確認

審査委員会事務局（町財政課）（以下、「事務局」という。）は、参加者からの参加表明書及び資格審査に必要な書類をもとに、募集要項中「7 参加資格及び条件」に示した参加資格要件の具備について確認する。参加資格を満たすことが確認できない場合は、失格とする。

### (2) 実績・体制の評価

審査委員会は、提出された参加表明書等から、参加者の実績・体制の評価を点数化する。この結果により、点数の高い上位3者程度が二次審査で技術提案を行えるものとする。

一次審査の評価項目及び配点は以下のとおりとする。

評価項目		配点
参加者の主要業務実績	設計業務を行う者の実績	10
	施工業務を行う者の実績	10
業務全体の実施体制	統括代理人の資格及び実績	17
設計業務の実施体制	設計管理技術者の資格及び実績	17
	各設計主任技術者の資格及び実績	15
施工業務の実施体制	現場代理人及び監理技術者の資格及び実績	18
	各施工担当者の資格及び実績	13
合計		100

## 6 二次審査

### (1) 基礎審査

#### ア. 見積価格の確認

事務局は、「提案価格見積書」（募集要項【様式10】に記載された提案価格が、上限提案価格を超えていないことを確認する。超えていることが確認された場合は、失格とする。

#### イ. 基礎的事項の確認

事務局は、参加者から提出された技術提案書等に記載された内容が、次に示す基礎的事項を満たしているかどうかを確認する。基礎的事項を満たさないことが確認された場合は、失格とする。

対象書類	基礎的事項
共通事項	技術提案書等全体について、募集要項等に示した事業スケジュールに基づいて提案されている。
	技術提案書等全体について、様式集に従った構成（使用様式等）となっている。

## (2) 提案審査

### ア. 技術提案内容評価

審査委員会は、各審査委員の技術提案内容の評価をもとに、技術提案内容の評価を点数化する。

二次審査の評価項目及び配点は以下のとおりとする。

配点（二次審査）

評価項目	配点※
全体管理計画	20
業務実施方針	30
特定テーマについての技術提案	40
プレゼンテーション及びヒアリング	10
合計	100

※ 審査委員ごとの持ち点を示し、100点×審査委員5名で500点満点となる。

### イ. 提案価格評価

事務局は、提出された提案価格見積書を用いて、次の算式により提案価格評価を点数化する。

提案価格評価点は、小数点以下第1位を四捨五入する。

① 提案価格が上限提案価格の90%以下の場合 100点

② ①以外の場合

提案価格評価点 = 100点 × (上限提案価格 - 提案価格) / 上限提案価格の10%

## (3) 最優秀者及び次点者の選定

ア. 審査委員会は、総合評価点が最も高い者を最優秀者、次に高い者を次点者として選定するものとする。

イ. 上記アにおいて総合評価点と同じ場合は、技術提案内容評価の評価点が高い者を上位とする。

ウ. 上記イにおいて技術提案内容評価の評価点と同じ場合は、委員長の技術提案内容評価の評価点が高い者を上位とする。

## 7 優先交渉権者の決定

町は、審査委員会の選定した最優秀者を優先交渉権者とし、契約交渉等を行うものとする。

優先交渉権者に事故等があり、契約交渉等が不可能となった場合は、次点者を契約交渉等の相手方とする。

審査の結果は、町公式ホームページで公表するほか、技術提案書等を提出した全ての参加者（共同企業体の場合は代表者）に対し、郵送にて書面で通知する。